

第83号	関西圏大学非常勤講師組合	2025年12月14日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長:新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教氣付

- |                    |      |                    |      |
|--------------------|------|--------------------|------|
| 1. 12月18日阪大控訴審     | p. 1 | 2. 組合学習会報告         | p. 2 |
| 3. 次年度契約更新時チェックリスト | p. 3 | 4. 大阪芸術大学へ不当労働行為申立 | p. 4 |
| 5. 冬季カンパのお願い       | p. 4 |                    |      |

# 2025年12月18日阪大控訴審第4回期日 で証人尋問実現

「2013年から10年上限雇い止め」阪大非常勤講師4名が地位確認と雇止め無効を求めて2023年2月9日に大阪地裁に提訴し、2025年1月30日不当判決の後、6月17日大阪高裁控訴審第1回期日、8月26日第2回期日、10月23日第3回期日を経て、12月18日（木）15時30分から阪大専任教員の証人尋問が別館72で行われます。この間、公正公平な判決を求める団体・個人署名とネット署名を6月12日第1次、8月20日第2次、10月6日第3次とそれぞれ提出し、更に大阪高裁前街宣も署名提出に合わせて数回行いました。またネット署名は既に11000筆を超えました。みなさまのご支援を引き続きよろしくお願ひします。

さて地裁判決の問題点は、「労働者である教員とは異なり、被告から、委嘱に係る授業以外の業務を義務として命じられることはなく、諾否の自由があることがうかがわれるほか」「本件各委嘱契約で定められたところに従つて業務を遂行するにとどまり、業務の遂行に

当たり、被告から一般的のみならず、具体的な指揮監督を受けることが想定されていない」と非常勤講師の労働者性を否定したことです。

控訴審第1回期日では、原告側弁護団が「控訴審開始にあたっての意見陳述」の中で、「認定された事実について法的にどう解釈すべきかを検討するのが裁判の使命」であるにもかかわらず「原判決には、重大な事実誤認や事実認定の脱漏がありにも多く」「先に結論を決めてそれに合う事実だけを認定したのではないか」と述べ、旧大阪外大非常勤講師の原告2名が「なぜ、非常勤講師としてまったく同様の働き方をしているのに、労働者性が認められなくなったり、認められることになったりするのか、原判決にはまったく合理的な説明」がないことを指摘しました。

証人尋問では専任教員同様に非常勤講師も阪大の指揮命令下で授業を行い、学生からの質問対応などの業務も行っていることが明らかになると思います。（文責：新屋敷）

# 証拠を押さえ、団結して闘おう！

## —組合学習会報告

今年度の組合学習会は11月29日、「雇止め、減コマ、嫌がらせ！ハラスメントとどう向き合う？！」をテーマに開催されました。オンライン参加者5名、会場参加者9名が集まり、組合員でもある中村和雄弁護士、新屋敷健組合執行委員長、さらにハラスメントと雇止め事案の当事者2名の報告を交え、大学非常勤講師が直面しやすい課題について学びました。労働契約の終了に関する法的枠組みを確認するとともに、権利を守るための予防策や組合の役割を共有しました。

はじめに、中村弁護士は解雇と雇止めの違



いを明確にし、解雇権濫用法理や整理理解雇の4要素について解説されました。反復

更新や合理的期待が認められる場合には雇止めが無効となる可能性があること、また大学が更新上限で無期転換権を回避する問題を指摘しました。さらに、雇止めの通告の際に「わかりました」など応諾したと誤解されるような返答をせずに理由証明書を求め、証拠を確保することが最も重要であると強調されました。ハラスメントについても、職場内の優位性、業務の適正範囲を超える行為、精神的・身体的苦痛の三要素を挙げ、録音など客観的証拠の確保が不可欠であると述べられました。

次に、新屋敷委員長からは「次年度契約更新時チェックリスト」が紹介されました（次ページに掲載）。契約書や就業規則の確認、無期転換申込権の行使、大学からの指導記録の保存、組合への相談準備など、雇止め防止に直結する具体的な行動が整理されており、参加者から高く評価されました。また、雇止めや減ゴマを言われたら年を越す前にできる限り早く相談するよう呼びかけました。



当事者報告では、近畿大学で試験問題使用を「著作権侵害」として叱責された事例、大阪芸術大学で4年目での雇止め通告後に「能力不足」「学生からの苦情」を後付け理由にされた事例が共有されました。いずれも大学側の不誠実な対応やハラスメント委員会の機能不全が問題視され、組合としての対応強化が求められました。

さらに、就業規則の閲覧や交渉や面談時の録音の権利、半年契約による無期転換の困難さなどについて質疑応答が行われ、大学特有の問題点が改めて浮き彫りになりました。今回の学習会は、非常勤講師が団結して権利を守るための具体的な指針を示す有意義な場となりました。（文責：浦木）

# 次年度契約更新時チェックリスト

11月29日組合学習会資料の再編集版です。ご活用ください。(文責:新屋敷)

## 1. 今年度契約更新時: 契約書等の確認

- 契約書の更新上限と更新の基準と無期転換申し込み規定に注意してください。
- 無期転換申し込みができる場合は、申込書を作成します。ネットからダウンロードできますが、大学側が用意している場合は、それを利用してください。
- 就業規則の更新上限と更新の基準と無期転換申し込み規定に注意してください。
- 労働条件通知書の更新上限と更新の基準と無期転換申し込み規定も要確認です。
- 大学からの契約更新に関するメールはプリントアウトして保存してください。

## 2. 今年度勤務時: 大学からの指導等の有無の確認

- 授業に関し学生からのクレームを大学から具体的に伝えられたことがありますか?
- 授業に関し、大学から具体的な指示や指導を今年度受けたことがありますか?
- 以上の事項についてある場合、日時や場所の記録をしていますか?

## 3. 次年度雇止めの防止策の準備

- 雇止めを通告されそうで組合員の場合は、理事長宛に組合員である旨を内容証明郵便で通知します。
- 雇止めを通告されそうで5年を越えて勤務の場合は、できるだけ早く無期転換申し込みをしてください。申し込みをする場合はできるだけ早く理事長宛に内容証明郵便で送付してください。
- 既に無期転換申し込みをしている場合は、大学に無期雇用契約者かどうか確認してください。無期雇用契約者の場合は1年ごとの非常勤講師契約書は送ってきません。労働条件通知書だけです。

## 4. 組合への労働相談のために事前に何をすべきか

- 具体的な労働問題やハラスメント等の関係するメールのプリントアウト、専任教員等の発言のメモ等を残して、時系列で組合に説明ができますようにします。
- 組合が問題を把握するための、相談の概要を簡潔に説明できますか?

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-4303-5400(関西私大教連気付、大村) 木・金 午後 メール:sodan@hijokin.org

# 大阪芸術大学に 不当労働行為救済申し立て!!

「非常勤の声」79号にあるように大阪芸術大学の非常勤講師のAさんは昨年秋学期になって突然、学科長に呼び出され、次年度雇止めを通告され、今年3月末に雇止めになりました。組合は大学と5回にわたって交渉をおこない、大学がAさんの雇止め理由としている「基礎教育能力不足」を裏付ける客観的な証拠の提示、昨年10月24日の雇止め通告された学科長との面談の録音記録の開示、学生からのクレームの録音の開示、2024年度のAさんの「授業アンケート」の開示、雇止めの決定プロセスの開示などを大学に求めましたが、大学は「基礎能力不足」については、学生からのクレームが多かつたというだけで、その証拠として第2回目の団交で学生から聴き取った文書(そのほとんどが最初の団交後に学科長など3名による学生から

の聞き取り調査)を団交の場で組合に聞かせただけです。大学は「雇止めは総合的に判断した」「雇止め決定の経過については主たる争点ではないのでお答えする必要はない」「録音の公開は学生のプライバシーに関わるので開示しない」、学科長との面談の面談記録は主たる争点ではないので開示しないなどと組合が要求している証拠の開示をことごとく拒否し不誠実な対応に終始してきました。

組合は、10月29日に大阪府労働委員会に団体交渉での大学の対応は不誠実であるとして労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして救済申し立てをおこないました。第1回の調査は12月15日におこなわれます。

(文責：江尻)

## 冬季カンパのお願い

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

「非常勤の声」82号でお知らせしましたように、今年度の賃上げ交渉は関西大学・大阪産業大学・近畿大学を行っただけで、関大以外はまだ回答が出ていません。しかし例年通り、同志社・関西学院・甲南・龍谷・常翔学園に加え、立命館とも団体交渉を予定しています。

阪大裁判は控訴審勝利に向けてさまざまな取り組みを実施しており、例年にも増して減ゴマに関する相談も寄せられています。その一方で郵送料金・紙代・交通費など、諸物価は高騰しております、組合財政は決して安定した状態とは言えません。今後の組合活動を維持・強化するために、カンパをよろしくお願ひします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」 )